

後漢末期より五
胡亂勃發に至る

匈奴五部の狀勢に就て

内田 吟風

一、緒言

二、單于政治の没落

三、南單于抑留と匈奴分割

四、南單于の存續

五、南單于の族姓と匈奴中の合成種族

六、魏晉の五部匈奴統治(上)都尉—司馬—郡守—官吏採用—并州刺史—護匈奴中郎將

七、魏晉の五部匈奴統治(下)都尉の支配—非雜居—民籍—人口—租調—徭役田客

八、結語

一、緒言

五胡十六國の大亂の口火を點じ、永嘉五年(311 A.D.)には晉の懷帝を洛陽に擄し、建興四年(316 A.D.)には愍帝を長安に降して、遂に晉朝を滅亡せしめた漢(前趙劉氏)の族類が後漢時代の所謂南匈

後漢末期より五胡亂勃發に至る匈奴五部の狀勢に就て

第十九卷 第二號 二七一

奴の後裔であつて、魏晉では普通并州胡、或は五部匈奴と謂はれて居たものであることは周知の事實である。

それにも拘らず、この五部の匈奴が五胡の大亂が発生するまで、一體如何なる状態に在つたものか——是は五胡亂の原因を考察する上にも是非明かにする必要がある——と言ふ問題が從來殆ど顧みられてゐないのは全く不思議である。

三國志、晋書乃至通典通鑑等に見ゆる「散居并州」とか「與中國民雜居」とかは、果して如何なる状態を言ふものであるか。五部匈奴を支配したものは誰であるか。彼等は矢張り後漢時代の南匈奴同様自主自治即ち獨立國家的性能を多分に保有して居たものか、それとも最早單なる被征服民として魏晉朝廷の政治を受けるものとなつて居たか。

本論文の目的はかゝる問題を考察し、五部匈奴の状態——特に其魏晉兩朝の統治の方面を出來得る限り明瞭ならしめようとするものである。

二、單于政治の没落

後漢時代の南匈奴が南單于によつて統一的支配を受けて居たものであることは言ふ迄もない。彼等は後漢の幽并二州の地方の廣大な地域を占有して 西河美稷(後、離石)には彼等の首部とも言ふ可き

單于庭があり、南單于是子弟近親をば左右賢王以下の百官に任じ、外姓呼衍、蘭、須卜氏等には斷獄聽訟の事委ね、年々三回大小の諸部會を集めて祭祀を行ひ國事を議する大國會とも言ふ可き龍會を開き、儼然君主制の一獨立國の觀をなして居たものである。後漢の使匈奴中郎將、并州刺史は唯彼等を監視し、特に外蠻との交通を阻止するに努めたのみであつて、何等積極的に南匈奴統治をなし得たものではない。^①

この單于政治が後漢の最末期に於て消滅したのである。次いで彼等は保有して來た獨立をも喪失したのである。劉淵は晋末大單于として五部匈奴を統合したが寧ろその本質は支那の皇帝的なものであつて、單于政治の復活とは稱し難い。頭曼、冒頓單于以來連綿榮へ來た單于政治の終末は矢張りこの後漢末に置かる可きである。

單于政治の没落は二つの方面から起つた。第一は彼等自身の内部的な崩壊であり、第二は魏晋兩朝が行つた外部からの破壊であつた。後漢書南匈奴傳に

中平四年前中山太守張純反叛……靈帝詔發南匈奴兵、配幽州牧劉虞討之、單于遣左賢王將騎詣幽州、國人恐單于發兵無已、五年右部醜落與休屠各胡白馬銅等十餘萬人反攻殺單于……子右賢王於扶羅立、國人殺其父者遂畔、共立須卜骨都侯爲單于。而於扶羅詣闕自訟、會靈帝崩天下大亂、單于中略欲歸國、國人不受、乃止河東。須卜骨都侯爲單于一年而死、南庭遂虛位。以老王行國事。

とある南單于の一種の國外追放、政權喪失は其内部的な原因と言へよう。

南匈奴は元來南單于呼韓邪以來の部族即ち本來の南匈奴と、其後次第に歸屬し來た部族即ち所謂新降胡より成立し、其兩者の不融和、或又南單于が新降胡を利用して君權強化の企圖に對しての部族國家制保守の部會の力強い反擊等が屢々南單于の位地に迄動搖を與へた例も尠くなかつたから、單于政治没落を考ふるには斯様な本質的弱點をも充分考へねばならぬとは言へ、最も直接的で一舉に單于政治史の上に一線を劃したものは、矢張り此處に掲げた幽州討伐に端を發した政變と言はねばなるまい。

勿論、この内部的崩壞——政變は單于政治の没落を來たしはしたが、猶これは完全な單于政治の消滅とは言ひ得ないであらう。南單于於扶羅は河東に在つて歸國の機を待ち、本國にあつても須卜の僭立あり、又其後南庭虛位と雖老會王は單于の事を代行してゐて、其處に國體政體の根本的變化を來してはゐないからである。

單于政治を完全に消滅せしめ、惹いて南匈奴の獨立を全く喪失せしめたものは、魏晉兩朝の行つた外部よりの破壞作用（それは單于抑留と匈奴分割の二つに代表され得る）に外ならない。

① 後漢書南匈奴傳。内田、後漢光武帝の對南匈奴策に就て（下）（史林一八の一）參照

三、單于抑留と匈奴分割

後漢建安二十一年魏武曹操は、南單于呼厨泉(於扶羅の弟、兄の死後、位を繼ぎ、同じく河東に居った)を鄴に誘致し且つ抑留した。

後漢書南匈奴傳、三國志武帝紀烏丸鮮卑東夷傳總叙等には單に建安二十一年呼厨泉入朝し、遂に鄴

に止むとのみ記されて居るが、鄧艾傳(三國志)に見える嘉平年中司馬師に對して作された鄧艾の上言に

匈奴一盛爲前代重患、自單于在外莫能牽制、去卑誘而致之、使來入侍、由是羌夷失統合散無主、以單于在內、萬里順軌

あること、又江統徙戎論中に

建安中使右賢王去卑、誘質呼厨泉(晉書江統傳)

とあること等を參照すれば、魏武の南單于を鄴に止めたのは漫然行つたものでなく、南匈奴牽制と言ふ重大な目的を以て積極的に匈奴右賢王を利用して、誘致抑留したことを推知し得るのである。

魏武の匈奴五分も亦建安年中に行はれたものである。通鑑は之を建安二十一年南單于鄴都留置直後に繋げてゐるが何等かの根據によつたものか否か判明しない。

元來魏武曹操は建安二十一年以前にも匈奴諸部を討平して居て、梁習傳(三國志)の記事

梁習以別部司馬、領并州刺史、時承高幹荒亂之余、胡狄在界張雄跋扈、……作爲寇害、……習到官、

誘諭招納、皆禮召其豪右、……豪右已盡、乃次發諸丁彊、以爲義從、……稍移其家前後送鄴凡數萬口、其不從命者興兵致討、斬首千數、降附者萬計、單于恭順、名王稽顙、部曲服事供職、同於編戶邊境肅清

とある如く、既に高幹(裴紹の甥 并州刺史)の亂鎮定の頃には一時亂れてゐた并州南匈奴も復た大體魏武の威令に服する状態に成つてゐたのである。

偕、斯様に魏武の匈奴分割の年を詳細に決定することは難いが、兎に角それが建安年間に實行せられたことは晋書北狄傳、江統傳、載記或は通典通鑑等の明記する處である。

晋書北狄傳に據れば、後漢末天下騷亂に當り、後漢光武以來歷年北朔に漸滋彌漫し來たつた南匈奴は最早殆ど禁制するに難く、必ず寇害を爲すものと懼れられ、群臣は競つて其對策を上言した。茲に於て魏武も意を決 遂に其南匈奴を五部に分ち、部毎に帥を立て、帥には匈奴族の貴人を當て、尙漢人の司馬をして是を監視せしめた。この帥は魏末に都尉と改稱せられたのである。

是によつても解る様に魏武の目的は匈奴の統一國家としての存在を破壊して、自國に對する脅威を減せんとするに在つたこと明かである。之は江統徙戎論中に於ても其様に言つてゐる。

この分割と云ふ有效な政策は是以後も魏晋を通じて數回行はれ、鄧艾傳(三國志)には、嘉平中鄧艾の「國を分つて寇を弱めよ」と云ふ計を容れた司馬景王が、魏武の分つた五部の一部を更に二分したこ

とが記されて居、江統傳(晉書)にも、咸熙中甚だ強盛であつた一部を三率とし、更に泰始年間之を四率としたことが見えてゐる。

さて斯様にして、單于の抑留、屢次の分割都尉の任用は、頭曼冒頓單于以來連綿絶へなかつた匈奴の單于政治に全く終末を告げしめ、南匈奴は保有し來つた統一ある自主、獨立國としての性能をも茲に全く失ひ、彼等族民等は魏晉兩朝より、後述(第六、七節)の如き統治を施されることゝなつたのである。

叙上の如く魏武が匈奴を五部に分つた後も更に三率四率に分けられてゐるが、全體を呼ぶ時は矢張り魏晉を通じて匈奴五部、並州五部匈奴など、謂はれた。五部は晉書其他の示す通り並州内の茲②氏祁大陵新興及並州接隣の司州平陽の蒲子の五地に占住した(但、鄧艾傳には一部を二率としたる一率が幽州雁門に居たことが見えてゐる)。後漢書鮮卑、南匈奴傳其他を見れば後漢初幽州にも廣く住居してゐた南匈奴は中期以後次第に鮮卑の爲に併合されたり、壓迫せられて并州に後退を止むなくせしめられたことを知り得る。石勒が幽州を攻めた時拓跋(魏)中の匈奴萬餘家が通謀したのも(北魏書穆帝紀)嘗て鮮卑に併せられた者等のことであらうと思はれる。

① 三國志鄧艾傳(上略)則胡虜不可不深備也、聞劉豹部有叛胡、可因叛割爲二國以分其勢……離國弱寇(通鑑胡注、離國者離匈奴劉豹之國、爲二也)……此御邊長計也。

② 官本法氏となすは誤(李慈銘札記參照)

四、南單子の存續

五部匈奴内に於ける種族問題には南單子の種姓が極めて重要な役割を有つものであるが、其れには先づ南單子が何時頃迄存續したかを解決して置く可きである。且つ南單子が如何なる状態の下に存續したかを明かにするのは本論の目的から言つても必要なことに相違ない。

魏武の爲に鄴都に抑留された南單子が、何時迄存續し且如何なる待遇を受けて居たかと云ふ事を取り纏めて明示する如き史料は之を發見することが出来ない。従つて魏晋の間に於ける南單子に關する斷片的な史料や色々な情況からは是を判斷しなければならぬ。(通鑑には單子抑留に續けて單子歲給綿絹錢穀、如列侯、子孫傳襲其號の語あるも、晋書北狄傳は是の語を後漢の南匈奴の説明に當て、
ゐて魏晋のを指すものではない)

三國魏志卷二、後漢獻帝が魏文帝に讓位した時の事を記した條に註として

獻帝傳曰、辛未魏王登壇受禪。公卿列侯諸將匈奴單子四夷朝者數萬人陪位

なる一文が引かれて居る。この匈奴單子とは前に鄴に抑留された呼厨泉のことで、此時魏公卿等より魏文帝へ奉つた「上尊號文」中には「匈奴南單子臣泉」と署名されて居る^①。呼厨泉は更に其後黃初元年十一月魏廷より璽綬を授けられ、青蓋車乘輿寶劍玉珓を賜つてゐる^(三國志魏帝紀)。

次に上掲鄧艾傳^(三國志)に見える鄧艾の上言に依つても、嘉平の頃も南單子が引き續き存在し、且つ

魏の國內に留つて居た爲に塞外匈奴が靜穩であつたことが解るが、更に晉書本紀、泰始元年晉武帝受禪即位の條に、百僚在位及び匈奴南單于、並に四夷等數萬か其儀に列したとあることから、南單于は魏代を通じて存続したことを確認し得るのである。

晉代では何うであつたか。洛陽伽藍記に、正光元年北魏の中書舍人常景が當時北魏に降つた蠕蠕王阿那瓌へ與ふ可き待遇を論じて「威寧中、單于來朝、晉世處之王公特進之下、可班」と言つたことが記されて居る。この事は唐太宗御撰晉書や其他の佚存の諸晉書にも見出されないが、齊魏收撰魏書常景傳には明かに記されてゐて、其れには正しく南單于と記されてゐる程であるから、矢張り晉代にも南單于は存在して居つて、王公特進の下の禮遇を受けて居たのが解る。且つ晉書禮志を見れば朝廷儀式に於ける匈奴南單于の參列進退の事が規定されてゐた事を發見する。

而して其後南單于が廢罷せられたと思はしめる何等の史料も存しない事、或は又永興元年成都王穎が安北將軍王浚等に對抗す可く、股肱たる匈奴左賢王劉淵をして并州五部匈奴の總帥として（南單于ではなくて）北單于に拜してゐること、元康末匈奴右賢王劉宣がこの劉淵を推載して晉に叛かんことを議し、匈奴の現状のみぢめなることを説いて

自漢亡以來魏晉代興、我單于雖虛號、無復尺土之業、自諸王侯降同編戶（晉書載記）

と言つてゐることは、取りも直さず南單于が劉淵の叛畔、五胡亂勃發に至る迄も尙存在して居たこと

を物語るものに外ならない。

以上最初に斷つて置いた通り、斷片的な史料であり、又間接的な情況からではあるが、而も猶南單于が魏晉を通じて族民統治の實權を有しはしないが、尙廢罷せられることもなく、五胡亂勃發に至る迄も存續し、且兩朝より相當の禮遇を與へてゐたことを充分確認し得ると信ずる。

單于なる稱號に對する匈奴其他北方諸族の傳統的な崇敬は魏晉を経て失はれず、五胡亂に至つては諸北族の君長は競つて是を稱し、漢人の冉魏でさへ太子は單于と稱して北方諸族の統治に當つた程であつた。

尙晉書北狄傳に泰始七年單于劉猛叛して出塞、翌八年部下左部督李格之を殺して降れることが記されて居るが、乍然之は本傳の誤で劉猛は單于でなく一部帥であること晉書(載記帝紀杜預傳胡奮傳)北魏書(劉虎傳)北史等の記事によりて明である。南單于は魏晉を通じて初め通り鄴に居たか否か積極的に決定し難いも本章に於て述べた諸種的情況より矢張り塞内でも寧ろ魏晉の中央部の地方に置かれて居たものと解す可きであらう。上掲伽藍記の句には單于入朝の文字があるが、是は北魏書には單に詣闕とあり、上述の如く泰始初單于晋武の卽位に列せし後南匈奴甚動搖ありたるも漸次鎮定し(晉書北狄傳)、この咸寧中南單于闕に詣るに際し偶々塞廷に於ける禮遇が定められたものと見る可きであらう。尙匈奴古來の官號左右賢王以下が存在して居たことは、劉約以下の劉氏が各其を稱した實例があるから明である。

① 金石萃編所收、上尊號碑文。同受禪碑文には匈奴南單于の文字あり。

② 晉書載記第一、第二、同夏育傳、北魏書劉聰傳等。

③ 晉書載記、晉書章詠傳。

五、南單于の族姓と匈奴内の合成種族

南單于の存續に關しては前章の通りであるが、こゝに問題となるのは此の魏晉を通じて存續した南單于が果して古來の匈奴單于の正系、後漢初からの南單于の後裔であるか、將又頭曼冒頓兩呼韓邪を出せる單于族に非ずして其れとは種族をさへも異にするものであつたのかと言ふ事である。其れと同時に五部匈奴内に於ける種族の異同も亦考へられねばならぬ。

元來匈奴が異なる諸種族より合成せられたものであることを明示したのは晉書北狄傳を最初と言つて差支へないであらう。史記兩漢書に於ては或は、渾邪王とか休屠王とか種族の異なる事を疑はしめる固有名詞が散見せられるのみ、又後漢書南匈奴傳の後半には晉書に於て匈奴中の一種と明記せられるものゝ名が、唯一二(匈奴中の一種なりとの説明もなく)發見せられるに過ぎない。

要之、史記兩漢書は匈奴中の氏族の差別を説き、氏族制度を物語るも、決して種族問題には觸れてゐない。即ち單于の姓は鞏鞞氏(又は盧連題、兩者が同一のものを指すものとなすは古來の定説である)であつて、左右賢王以下の百官は單于の子弟等を以てし、異姓には呼衍、須卜、丘林、蘭氏等の貴族があつて各要職につき、又夫々部衆を有

したことが記されてゐるのみである。

然るに晋書(北狄)晋奴傳に至ると

北狄以部落爲類、其入居塞者、屠各種鮮支種寇頭種烏譚種赤勤種捍蛭種黑狼種赤沙種鬱鞞種萎莎種
禿童種勃蔑種羌渠種賀賴種鍾鼓種大樓種雍屈種眞樹種力羯種凡十九種、皆有部落、不相雜錯、屠各
最豪貴、故得爲單于、統領諸種……其四姓有呼延氏卜氏蘭氏喬氏而呼延氏最貴

とあつて、晋奴は十九種族より成立し、其中屠各種は最貴で單于を出し、呼衍卜蘭喬の四姓があると
明記せられて居るのである。

吾人は此の傳文と史記兩漢書の所説を綜合して魏晋代の五部匈奴内の種族的組織の大體の貌を得る
ことが出来ると思ふが、其れより前先づ南單于の族姓の問題を解決し置くのが便利であらう。

岡崎教授は著書「魏晋南北朝通史」に於て、魏晋時代の匈奴單于に關し次の如き意味のことを想定
せられてゐる。即ち古來の南單于の王室(虛述題氏)は後漢末消滅し、魏以後の單于號は匈奴十九種の最強
部(屠各)酋(屠各)へ漢人より與へしものに過ぎず、従つて前趙の劉淵も本來の南單于の系統でない。

而して其理由としては(1)晋書匈奴傳に見ゆる匈奴四大姓に從來の單于姓鬱鞞氏(虛述題氏)の名見えず(2)
且つ單于には屠各種があるとあり(3)而も此屠各が從來の南單于族と異ると思はる證據に文選陳琳檄文
に「大舉天師百萬之衆、興匈奴南單于呼完厨及六郡烏桓丁令屠各。湟中美湟、靈奮席卷、自壽春而南」

と、南單于と屠各が對立して擧げられてゐる(4)南單于の系圖は後漢安帝頃迄辿り得るも其後不明(5)後漢末期の南單于に匈奴十九種の一種羌渠の名を冠せる羌渠單于があり、劉淵は其曾孫である等の意味のことを擧げられて居られるやうに思ふ。

乍然、今一步を轉じ、異つた視角より是等の理由を眺むれば、必ずしも魏初以後の匈奴南單于が後漢初の呼韓邪單于の後裔でなかつたことを示すものとは言へないのではなからうか。私の次に縷述する理由を基とする淺見よりすれば寧ろ魏晉の南單于は矢張り古來の匈奴單于の系統を引き呼韓邪の後裔に當るものとする方が妥當の様に思はれる。(勿論後漢末一時及び魏時呼厨泉以後南單于の系圖は不明であつて、必ずしも父子直系の相續が行はれたとは言ひ得ない迄も)南單于の位が古來の單于族(攀觀氏)より他の異なる氏族乃至種族の手に移つたものとは信せられない。

成る程、後漢末の南單于羌渠單于の羌渠は晉書の擧ぐる十九種族の一の名と一致する。乍然、これは匈奴赫連勃勃が丁零單于となつことがあつても決して勃勃は丁零族でない(晉書載記)と同様、彼が羌渠族出身たる證據とはならぬ。況んや羌渠單于は屠各族たること歴然たるものがある。何故ならば前趙の劉淵劉聰劉曜等が羌渠單于の曾・玄孫たることは言ふ迄もない(晉書載記其他)が、其の彼等が屠各種であることは

斬準歸矩、稱劉元海屠各小醜(晉書李矩傳等)・王彌罵(劉曜)曰屠各子豈有帝王之意乎(晉書載記)・劉聰一名載字玄

明、屠各人(孫盛晉陽秋)・屠各匈奴劉淵(魏書衛操傳)

其他の多くの史料によつて明であるからである。(前趙の族類の中心が居各たることを示す史料は極めて多い。)

第二に南單于の系圖が後漢末一時斷絶して居るのは正に其通りであるが、之は直ちに從來の南單于系統の斷絶を思はしめるものではない。當時匈奴は未だ自主自治を多分に有して居た時である。左右賢王左右谷蠡王以下の百官要職は南單于の子弟近親を以て當てられて居た以上、忽然異なる氏族種族の單于が生じたならば、其は單なる單于一個人の問題でなく總匈奴族支配階級の大變革であり、氏族國家の由々敷大革命である。若し左様であれば南匈奴に關し精密に記録を行つてゐる後漢書に當然記載されてゐる筈である。而も范曄後漢書を初め其他の佚存の後漢書に於ても何等左様の事蹟の一端をも發見されないのは、恐らく當時單于位が外族の手に移る如きことが無かつたからであると信せられる。

第三に晋書匈奴傳に匈奴四大姓を擧げ、其中に從來の單于姓虛連題が見えぬからとて、同南單于族が廢滅したものと思つてはならない。隋王通「元經」に加へた唐薛收の傳文(漢魏叢書所收)には矢張り晋代匈奴の種族氏族を説いた部分があるが、其れには明かに

餘四姓曰呼延氏卜氏蘭氏喬氏

とある。この「餘」の字はこの四姓の外に矢張り單于姓があつたことを暗示するのではないか。否、

斯様な廻りくどい推察も要らない。晋書載記其他を熟讀すれば自然に、從來の單于族は虚連題なる姓を改めて、漢との舊交に基き劉氏を稱することになつたことに氣附くであらう。即ち晋書に至つて虚連題の名の見へぬことになつたのは、虚連題氏が亡んだのではなく、虚連題が劉氏と改稱せられたが爲と見る可きである。

第四に上掲陳琳檄文中に匈奴南單于と屠各とか別々に記るされてゐるのは兩者が別種族のものたる證據とはならぬ。元來この檄文は通常僞作と見做されてゐるが、其は兎も角この所述は建安二十年（即ち第二章に述べた如く既に南單于が匈奴の本國外に出た）以後の事件に繋るから、假令南單于と屠各とが同種に屬すとも、是を兩者別々に分つて記すことは當然のことである。

以上四つの事情を綜合して考ふるならば、前に提出して置いた結論は充分理論的に成立するものではあるまいか。即ち繰返し且つ補足して言ふなれば、南單于の系圖は後漢末一時斷絶し且つ魏晋に於て明瞭を缺くと雖も決して南單于の位は從來の南單于族以外の外族の手に移つたものでなく、矢張り從來の南單于族虚連題を改稱したる劉氏のものであつたのである。而して晋書が、單于は匈奴十九種中の最強族屠各の爲る所と謂ふのは、史記兩漢書等が單于族を氏族的に説明せしに對し、是は當時恐らく新に得られたる匈奴に關する種族上の知識より、單に種族の上から説明したに過ぎないと解す可きである。

（即ち單于族は本より屠各族であつたが、史記兩漢書製作當時には著者にかゝる種族的知識が無く唯氏族的に説明したのであらう。だから頭曼冒頓も元來屠各なのである。杜佑曰頭曼冒頓即屠各種也（通鑑釋文辨疑））

以上南單于の族姓に關して述べた處に據るも、大體魏晉時代の匈奴中の種族狀態を知り得たものと思ふ。唯特に注意す可きはことは、晉書匈奴傳に明記ある通り此等の諸族が各々部落を形成して相雜錯せざりし事である。この習俗は後述す可き部都尉の部支配と併せ考へても、彼等が漢人と比屋混住したものでないことを示すものであらう。(第七章 參照) なほ上述の如く屠各族が單于以下左右賢王百官を出す貴族で、諸部を統領したのであるが、彼等も勿論彼等自身の部落を有したものである。魏武の五部設立後はこの屠各種たる劉氏は夫々其五部の地に分居して其所部を支配したものであるが、尙彼等は本據たる可き自身の部落を保有してゐたと考へられる。晉書載記第一が「魏武分其衆爲五部、以劉豹爲左部帥、其餘部帥皆以劉氏爲之、……劉氏雖分居五部、然皆家居晉陽汾澗之濱」と言ふは此の事を指すものと思はれる。

晉書載記第三に後趙石虎が前趙劉氏を亡ぼし「五部屠各五千餘」を虐殺したと記載あるは、恐らく斯様にして五部の地へ分居支配をなして居た屠各族のことを指したものと考へられる。

屠各種——屠各は昔の休屠であることは種々の事蹟(後漢書等に休屠各として表れ)からも推察され、殊に史炤通鑑釋文、陸狀元通鑑詳節等には明かに左様説明して居るが、此の事は茲では省略しやう。匈奴が諸種族から出來、屠各族が其統領にして單于を出すこと、諸部落雜錯せざることは本文引用のもの、外晉中興書(文選註引用)蕭子

顯晋史草(通典引用)隋王通撰元經唐薛收傳文などあり、明陳士元諸夷語解義も全く之等に據つた解釋をなして居る。

尙屠各種には單于族たる劉氏の外に諸氏姓がある筈で、例へば番氏等もそうである。

兎に角屠各は斯様に最豪であつたので五胡亂中にも特に活躍した事件が多數にあるが、本論の範圍外であるから今は觸れない。

六、魏晋の五部統治(上)

倂前章に至る迄單于政治の没落、魏武の匈奴五分或又南單于の存續、匈奴内部の種族部落の状態等の事に關して章を重ねたから、本章では本論の最も主要な目的である五部匈奴の政治生活に於て其の根幹となる處の魏晋兩朝の五部匈奴統治機關に就て考察し度いと思ふ。

是まで述べて來た處の匈奴の諸事件を綜合した丈けでも、吾人は直ちに魏晋時代の匈奴は前代のそれにして甚だ力弱き存在となつて居た、つまり三國志の所謂「折節過漢舊」の状態を感じ得るのであるが、魏晋の匈奴統治機構を綿密に觀察すれば更に明かに其れを觀取出來るものがある。

魏武の匈奴五分、五都尉任用の經過は第二章に於て述べたが、この事は歷代職官表(清高宗敕撰)にも

漢自宣帝以後匈奴稱臣入朝、然單于自稱其爵號、如故、未嘗加以漢爵、其印文曰匈奴單于璽、不冠

以漢字、蓋不以純臣待之也、後漢光武立、南匈奴亦用前漢呼韓邪故事、至建安立五部、始加以中國官爵矣。

と論せられてゐる如く、^①實に匈奴は茲に始て支那官吏(都尉)——其は匈奴族劉氏ではあるが——の支配下に置かれたのである。

是を官制官名上の表面的な形式の變化に過ぎぬと考へてはならぬ。

南單于は支那内地に抑留されて全然民族統治から手を引かされ、統一ありしものが五部と云ふ五行政區域に分離せられ、部都尉は魏晉朝廷が之を任命して部民の支配に當たらしめる。是は單于の支配する君主國たる匈奴の滅亡であり、保有して來た自主自治の喪失である。前漢後漢を通じて常に匈奴か一國の祭政の大事を議し行ふ可く全國の大小部會を單于の下に集めて開かれた毎歲の大國會「庭祠」「龍城」「蹕林」等のことも、此の後遂に全く史上に其影を沒したのも亦極めて當然のことである。

部都尉には各々漢人の司馬が附けられて監視してゐたことは晉書北狄傳の明記する處である。乍然五部都尉を管轄節制するものは言ふ迄もなく、當時の地方行政區劃の最大單位である州の長官、即ち茲では并州刺史に外ならない。勿論其の間には部の存する郡の太守等の介在するのは當然で、新興太守の郭熙が所部の匈奴劉聰の才智を認めて主簿とし、郡事を委ねたなど、言ふ例もあるのである。(晉書

三其)
他)

尙、魏晉に於ては斯様に都尉の外に地方下級官吏に蠻民を任用した例は間々是を見るが、決して之を樞要の高官には爲さなかつた如く少くとも晋末弛綱以前には其例を見ない。是は晋武帝が劉淵を重く任せんとした時の孔恂、琰進の反對や(載記第一)嘗て段灼が朝廷が故意に蠻族有功者を重任せざるの甚しきを論じた上陳(晋殘灼傳)等からも推察できる。此點唐代の蠻將重用と全く反對で、宗族中心主義の魏晉朝廷の精神の一つの現れとも見られる。

後漢時代の南匈奴統御機關の中心は使(護)匈奴中郎將であつた。其の職任極めて重く、後漢書に於ても其れに關する官制任務權限等は充分詳細に明記せられて居る。

魏晉時代にも尙この官の存したこと

太和五年復置護匈奴中郎將(三國志魏)。護匈奴羌戎蠻夷越中郎將或領刺史或持節爲之(晋書職官志)

その他に依つて知られる。が特に其任務權限屬僚等に關する規定を特記する史料は見當らない。是は寧ろ當然で、自主自治獨立性を充分保有して居た後漢の南匈奴に於てこそ中郎將の任務も重大であるが、自主を失つた魏晉時代では最早特記するに價するやうなものがなかつたであらうことは容易に推察出来ることである。

上掲晋書職官志の文中にもある如く、魏晉では護匈奴中郎將の官は并州刺史が之を兼ねたもので、極一部分の例を擧げて見ても

以孫禮爲并州刺史加振武將軍使持節護匈奴中郎將(三國志)正始初田豫遷使持節護匈奴中郎將加振武將

軍領并州刺史(三國志)朝廷憚石鑿出爲并州刺史假節護匈奴中郎將(書)劉琨爲并州刺史加振武將軍領匈奴

中郎將(書)

等がある。當時邊州の刺史等は治民軍事の兩者を總領し職任極めて重きを例とし、幽・涼二州の刺史等も亦夫々護烏丸、護晋校尉を兼ねたものである。

要之、魏晋の并州五部匈奴は最初にも言つた如く并州刺史の統括支配する處である。魏代最初の并州刺史は梁習、晋代最後の并州刺史は有名な劉琨と言ひ得るであらうが、共に并州匈奴の統治に偉功が有つたこと史上に明記せられて居る處である(二國志梁習傳晋書劉琨傳其他)。

① 漢書匈奴傳を檢するに單于璽に漢の字を冠せざること明記あり。但、左右賢王以下の匈奴酋長の印は漢字を冠すとあり。されど是を以て支那官爵を加へしものなりとなし得ざること論を俟たぬであらう。

七、魏晋の五部統治(下)

唐代の羈縻州は「唐書地理志」に據つても知らるゝ如く、蕃會を以て都督或は刺史となし、皆世襲することを得、貢賦には服するも、多くは版籍を唐の戸部に上らなかつたものである。魏晋の五部匈奴は勿論是とは比較にならない程小さいもので、前述の如く并州州治に包含せられるほどではあるが、

性質の上に多くの點で類似するものがあるやうである。

五部の都尉職が劉氏一族の世襲する處であつたことは、第五章で述べた所や劉豹一家の相傳の有様からも認め得るものと思はれる。都尉が各部を、官制の上でなく、實際に支配したことは中部帥劉猛が嘗て所部を率いて反畔した狀勢や劉聰が右部都尉として族民を撫接した事、劉淵が北部都尉となるや部民を治むるに刑法を明にし姦邪を禁じ財を輕じて好施し善政を布き所部は勿論他の四部、幽冀の俊傑名士も皆其門に臻つた事實、劉宣が右部都尉として官に蒞みて清恪、所部之に懷いたことなどからも推知し得る。(晋書匈奴傳同載記一、二。劉氏が趙を建て、からも單于左右輔の所主六夷二十萬落には萬落毎に一部尉を置いて治めしめた①)

尙この都尉の支配と云ふこと、前に第五章で述べた種族毎に部落をなし相雜錯せざる彼等の俗習等を併せ考ふれば、彼等が漢人と雜居すと諸史にあるは并州領内に部落すと云ふ大きい意味で言ふのであつて、決して眞に漢人と雜錯混住するものでないことを推知し得る。

では此の都尉の支配した五部の族民は果して魏晉の完全な州民、即ち民籍に載せられる所謂編戶を作すものであつたか否かと言ふに、今晉書地理志を検するに并州太原の統縣は十三、戶數總數一萬四千である。然るに晉書匈奴傳は、魏武の分つた五部匈奴にして太原に居住するものは左部の萬餘落、右部の六千餘落、中部の六千餘落と擧げて、總數約二萬二千餘落の多數に達して居たことを示して居る。其にも不拘、地理志の戶數一萬四千と言ふのは之れ全く匈奴族民が郡國の戶數に數へ込まれて居

なかつたこと、つまり五部匈奴が唐の羈縻州の蠻民と同様に版籍を朝廷に上まつるものでなかつたことを物語るものに外ならないと考へられる。即ち族民は編戸をなすものではなかつたと考へられる。尙、上掲太原三部の外司州平陽の蒲子に南部三千餘落、并州新興郡(匈奴傳に縣とあるは誤、李慈銘札記参照)に北部四千餘落があつた。此等の部落數は時に依り多少の増減はあつたらうが、兎に角彼等は其一部丈けでも仲々の人口を有するものであつたことが解る。

儲乍然、編戸でないことは同時に彼等が當時の所謂課田或は戸調等の負擔者として取り扱はれずに濟んだことである、とは言ひ得ないやうである。

普通民以外の特別の邊民乃至夷人に關する課田戸調の法としては晋書食貨志に見ゆる

遠夷不課田者、輸義米戸三斛、遠者五斗、極遠者輸算錢人二十八文

又制戸調之式丁男之戸、歲輸絹三匹綿三斤、女及次丁男爲戸者半輸、「其諸邊郡或三分之二、遠者三分之一、夷人輸賓布戸一匹、遠者或一丈」

の二條を擧げ得る。此の法が何れ程當時嚴格に實施せられたかは甚だ疑問ではあるが、まづ大體五部匈奴に對しても斯様な法律に準據して賦課したものと見て差支へないであらう。尤も吾人の淺見を以てすれば、當時の五部匈奴の貢賦に關して直接に其狀態を明示してゐる何等の史料も存在しないのであるが、當時彼等よりも尙一層粗暴で動もすれば反啞を試みた幽涼地方の歸化蠻族に對しても多く租

調賦役を賦課して居たこと②から推しても大體想像出來ると思ふ。魏初并州匈奴を大に清掃した時に、單于恭順、名王稽類名王即匈奴諸部王也服事供職、同於編戶三國志梁習傳であり、晋末劉淵の從祖劉宣等が藕かに反叛を議した時、「自漢亡以來魏晋代興……自諸王侯降同編戶晋書載記第一」の語があるが、是等は矢張り彼等族民が租調力役等の上に於ても大體編戶と同様の地位に置かれてゐたことを示すものではあるまいか。

力役即ち徭役勞動制に關しては魏晋に於て何等成文法を残して居ないが、而も國內に於ける徭役の繁多過酷であつた事實は史上に顯著であり、邊境歸服の蠻族に對しても力役を課した形跡は多々あつて、かの「初愍帝在關中、與氏羌、破券約不役使御覽引何法盛晋書」と言ふ如き事象も多く散見せられるが、之とても寧ろ普通歸化蠻族は使役に供されてゐたことを反面に示してゐるものと思ふ。晋書王恂傳に王恂爲河南尹、時魏氏給公卿以下租牛客戶、數各有差、自後小人憚役、多樂爲之、貴勢之門、動有百數、大原諸部亦以匈奴胡人爲田客多者數千。

とあるは、實に太原に住する左、右、中部の匈奴族民が公の賦役を嫌つて、彼等の部の貴顯の門に至り、田客となつて其義務を免れたものが數千に達したことを示すものである。

要するに魏晋に於ける五部匈奴は其の大體の状態より見て、當時の邊州の所謂編戶同様租調賦役の義務を負ふて居たと認む可きであらう。この點に於ても後漢の南匈奴が遂に貢賦を輸せず、却つて後漢朝廷が其の費に困惑せしめられた程の歲賜を貪つたの③と比して雲泥の差があるのである。

勿論以上述べた處は其全班を概括しての話であつて、同じ魏晉の間にも朝廷勢力の強弱あり、平和騷亂の區別があり、それに従つて五部匈奴の統治に於ても時々異同變遷あつたことは當然考へられることであり、例へば魏初戰亂未だ熄まぬ時に當つては匈奴丁彊を徵發して義従となす、即ち兵役を課したことも屢々であるが、晋代の平時に至つては極めて稀である。同じく族民であつても、上掲王恂傳の文にも見ゆる如く、役に堪へかねて部の貴顯の田客となる者がある反面には、其の田客を多數に養つて廣大な耕地に使用する豪族もあつた。劉淵劉聰の事蹟にもある如く帝都に在つては貴顯と交遊し詩文を翫び、部落にあつては名儒俊傑の寄食すると云ふ豪族で官吏である都尉等の生活もあれば、又陳元達(匈奴後部人)の如く、貧困躬耕の者(載記二)乃至は購はれて支那内地に奴隸となつたものも少くなかつたやうである。階級身分によつて千差萬別であつたらうと言ふ迄もなからう。

① 晋書地理志、載記二。

② 魏代雁門烏丸五百餘家の租調を特に免じ、鞍馬を備へしめ侵寇に對する偵候としたこと(三國魏志南招傳)、晋時平京の氏羌等に租調を課することの不得策なることの屢々上陳されて居ること(晋書段灼傳等)などは其一例であらう。

③ 南匈奴が後漢朝廷に貢賦を輸せざりしことは晋書北狄傳に明記あり。歲賦多額にして彼等が所謂開口仰食の狀であり、朝廷其費に困しみこと、後漢書南匈奴傳、同袁安傳等より容易に知悉し得る。内田、光武帝の對南匈奴策(史林十八の一)。

④ 三國魏志陳泰傳に陳泰爲并州刺史加振武將軍使持節護匈奴中郎將、懷柔夷民甚有威惠、京邑貴人多寄資貨、因泰、市匈奴婢、泰皆挂之於壁、不發其封。寧ろ吾人に普通并州が匈奴々婢の供給市場たりし感を與へる。又晋書載記第四に見ゆる并州刺史東瀛公等の奴隸大驅掠の狀なども、支那内地に送られた匈奴々隸の少くなかつたであらうことを推察せしめる。

八、結 語

以上數章に亙つて後漢末より五胡亂發生に至る間の并州五部の匈奴に對する考察に努めた。引く所の史料は敢て新奇とは云ひ得ず、所述亦甚だ粗簡であつたが、然し尙從來殆ど顧られず曖昧模糊の儘に置かれて居た彼等の状態をば幾分か明瞭にし、多少なりとも纏まつた姿として彼等を觀察し得たものと思ふ。

尙、羽田教授には極めて御多忙の時間を割いて蕪雜な本稿の校閲に當てられ、種々御注意を下された。謹記して深き感謝の意を表する次第である。(完)